

愛石クラブとよた 会則

平成 8年10月26日
平成 20年2月17日 改定
平成 30年3月4日 改定
平成 31年3月3日 改定
令和 3年 3月7日 改定

- 第1条 目的
本会は会員相互の交友親睦と各地の愛石会と連絡交流をはかり愛石知識の習得、研鑽及び名石産地等の発掘に努め、愛石のすばらしさを世に広めることを目的とし地域文化の発展に寄与する。
- 第2条 本会は前条目的達成のために必要な事業を行う。
①展示会 ②探石会 ③研究・交換会 ④総会 ⑤その他
- 第3条 本会の会員は性別、年齢、経験を問わず愛石者をもって構成する。
- 第4条 本会は次の役員をおく、任期は2年とし、再選は妨げない。
①会長1名②副会長若干名③会計1名④運営委員（幹事）若干名⑤その他
- 第5条 役員は総会で選出する。
- 第6条 役員の仕事
*会長は、会を代表し、会務を総括して実行する。
*副会長は、会長を補佐しまたは会長事故あるときは会務を代行する。
*会計は、会費等経費全般を処理し、毎年度末に決算報告をする。
*その他の役員（委員）は、会の行事運営等に当りグループをまとめるなどの、事務に従事する。
- 第7条 総会は毎年3月とし、会計は3月より始まり翌年2月末で終わる。
- 第8条 本会の運営に関する経費は年会費、寄付金、その他をもってこれに充てるが採石行事は、必要経費の交通、宿泊等は行事の都度徴収して行う。
- 第9条 本会の年会費は、入会金は設けず、3000円とする。
ただし未成年者は会費を徴収しない。
- 第10条 愛石とは、水石、（含む抽象石）、色彩石（美石、土岐石等）、模様石（花紋石紋様石等）、形象石（姿石）、化石、鉱石（鉱物）等の総称とする。
- 第11条 入会について、
入会を希望する人は会員の紹介、または募集の要項に応じて会長に申請し会長の承認を経て会員になることができる。
- 第12条 退会について
退会を希望する人は会長に届け出るものとする、年途中で退会されるとも年会費の返却はしない。
- 第13条 本会の会則は総会の決議により改定することができる、ただし会員の過半数の賛成を必要とする。
- 第14条 この会則に定めていない事項については、追って役員会にて検討する。

以上

